

様式第九号(第百十八条第四号関係)

(表 面)

	<p data-bbox="1344 438 1758 486">後期高齢者医療検査証</p> <p data-bbox="1411 518 1691 558">〔法第百三十四条関係〕</p> <div data-bbox="1444 734 1657 989" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><p data-bbox="1523 813 1568 909">写 真</p></div> <p data-bbox="1198 1093 1377 1133">官職又は職名</p> <p data-bbox="1198 1165 1377 1204">氏 名</p> <p data-bbox="1366 1236 1680 1284">( 年 月 日生)</p>
--	--

(裏 面)

第

号

平成 年 月 日交付

厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印

高齢者の医療の確保に関する法律(抄)

(報告の徴収等)

第一百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者(国民健康保険にあっては、都道府県)に対し、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。

第一百六十八条 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第一百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 (略)

2 (略)

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。